

しまねグリーン製品認定申請書記載要領

- 申請書は、製品ごとに準備してください。
- 申請書の記載欄に書ききれないときは、別紙(様式任意)として添付してください。
- 認定審査に当たって、認定基準の適否を確認する必要から、申請書に記載のない資料の提出をお願いすることがあります。

1 品目名

- 製品を類型化した名称です。エコマーク商品類型の番号及び名称又は島根県グリーン調達推進方針の特定調達品目名を参考に記載してください。
- エコマーク商品とは
公益財団法人日本環境協会において、エコマーク商品認定基準が定められています。生産から廃棄にわたるライフサイクル全体を通して環境への負荷が少なく、環境保全に役立つと認められた商品を認定するものです。商品の類型ごとに環境に関する基準、品質に関する基準、認定基準への適合の証明方法等が規定され、リサイクル製品の場合は、循環資源の利用割合等が定められています。
(例) No.130 家具、No.131 土木製品(コンクリート製品)

エコマークに関するホームページ

<https://www.ecomark.jp/>

- 特定調達品目とは
環境物品等の調達(グリーン購入)の推進を図ることを目的とした、島根県グリーン調達推進方針において定められています。
(例) 名札(衣服取付型・首下げ型)、間伐材、パークたい肥

グリーン購入に関するホームページ

<https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kankyo/kankyo/datsutanso/green-kounyuu.html>

2 製品名

- 一般名称ではなく、販売時の製品ブランド名を記載してください。
(例) 品目名:名札(衣服取付型・首下げ型) 製品名:ひのきのネームプレート

3 製品のサイズ・重量、主な仕様

- 製品のサイズ(縦、横、高さ)、重量、容量及び性能、特徴等について、販売に当たって実際に使用している表現を用いて記載してください。
- 当該製品の全て(サイズ・色違い等)について記載してください。記載のないものは類似製品であっても認定されたことになりません。

4 年間生産(販売)予定量

- 認定後における年間生産予定量又は販売予定量を記載してください。

5 販売状況

1. 販売価格

- 最終小売価格(消費税及び地方消費税の額を除く)。ただし、これにより難しい場合は、参考価格を記載してください。
- 荷姿ごと、若しくはサイズごとに設定している場合はそれぞれ記載してください。

2. 販売場所

- 県内の主な販売店の所在市町村名及び名称を記載してください。
- 通信販売やテレビショッピング等販売方法に特記すべきことがあれば併せて記載してください。

6 製造・加工場

1. 所在地及び名称

- 所在地は、番地まで記載してください。
- 製造・加工場が複数ある場合も、全ての製造・加工場について記載してください。

2. 生活環境への配慮

- 生活環境の保全のために必要な措置が講じられている製造・加工場であるかどうかは、公害防止施設の設置等、環境関連法令の遵守等で判断します。
- 別紙1「製造・加工場の環境関連法令遵守状況」に、製造・加工場に適用される各種環境関連法令の届出や自主規制等遵守状況を記載してください。

7 製品の原材料等となる循環資源の状況

- 循環資源を利用していることが要件ですので、そのことが確認できる書類を納入者等から入手しておく必要があります(購入契約書等で確認ができる場合は不要)。
- 別紙2「循環資源利用状況」に必要事項を記載してください。各記載欄の説明は次のとおりです。

1. 原材料のうち循環資源について

- 種類(名称)
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項で定める産業廃棄物の区分を参考にし、一般的に使用されている呼称を記載してください。複数あるときは、循環資源ごとに全て記載してください。
- 性状
循環資源の性状(固形、ペレット、チップ、粉末等)を記載してください。

- 発生場所(所在地・名称)
循環資源の発生する事業所等の所在地及び名称を全て記載してください。なお、利用する循環資源が自社廃棄物・副産物の場合は記載不要です。
- 納入者(所在地・名称)
循環資源を納入する事業者の所在地及び名称を全て記載してください。なお、利用する循環資源が自社廃棄物・副産物の場合は記載不要です。
- 納入者による加工の有無
加工の有無を記載し、有の場合は加工方法(粒度調整、溶融等)を記載してください。
- 年間利用量(うち県外発生分)
製品の原材料として1年間に納入される量を記載し、括弧書きで県外の発生場所から納入される循環資源の量を記載してください。
- 入手方法
該当する入手方法に○印を付し、処分料をもらって廃棄物を受け入れている場合は処分料単価を、有価購入の場合は購入単価をそれぞれ記載してください。
- 運搬者
循環資源の運搬者の所在地及び名称を記載してください。

2. 県外発生 of 循環資源を利用する理由

- 県外発生 of 循環資源を利用する理由
製品の原材料として県外で発生した循環資源を利用する場合、その理由を記載してください。

3. 循環資源の利用割合(1製品当たり重量比)

- 種類(名称)
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項で定める産業廃棄物の区分を参考にし、一般的に使用されている呼称を記載してください。複数あるときは、循環資源ごとに全て記載してください。
- 配合量()
1製品当たり to 占める配合量を循環資源の種類ごとに記載してください。
- 利用割合(%)
1製品当たり to 占める利用割合(重量比)を循環資源の種類ごとに記載してください。
- 循環資源の利用割合(%)
1製品当たり to 占める循環資源の利用割合を記載してください。左欄の利用割合(%)を合計して算出します。
また、「8 循環資源の利用」の利用割合欄に転記してください。
- その他原材料
循環資源以外に利用する原材料について、具体的に記載してください。公表できない事項があれば、その旨、記載してください。

8 循環資源の利用

1. 利用割合

- 製品全体の重量に占める循環資源の重量を%単位で記載してください。

2. 適合する基準

[基準の名称]

- 該当するエコマーク商品の類型名称、又は島根県グリーン調達推進方針の特定調達品目名を記載してください。

[上記基準の利用割合]

- 基準の名称欄にエコマーク商品の類型名称を記載した場合は、その認定の基準に示されている利用割合を記載してください。
- 島根県グリーン調達推進方針の特定調達品目名を記載した場合は、その判断の基準に示されている利用割合を記載してください。

9 生産・販売するに当たって必要な法令

- 製品を生産（製造加工）・販売するに当たり、適用される法令に基づく許認可や届出が必要な場合、有無欄の括弧書に法令の名称を記載し、その手続が適正に行われていることを証する書類を添付してください。
(例) 家庭用品品質表示法、消防法等
- 例えば、肥料の品質の確保等に関する法律、飼料安全法及び地力増進法が適用される製品については、同法に基づく届出書写しのほか同法で義務づけられている品質表示を示す資料を添付する必要があります。
- 別紙1「製造・加工場の環境関連法令遵守状況」に記載される法令等は、記載不要です。
- 「11 規格等」で記載される法令等は、ここでは記載不要です。

10 安全性への配慮

- 特別管理廃棄物を原材料としていないことが前提です。

[土壌汚染の試験について]

- 製品又は原材料の全てについて、土壌汚染対策法第6条第1項の規定に基づく「指定基準」に適合することが必要です。
- 「指定基準」とは、土壌汚染されている区域を指定する際の基準で、地下水等の摂取によるリスクに係る基準（土壌溶出量基準）、直接摂取によるリスクに係る基準（土壌含有量基準）の2つの基準が示されています。

[土壌溶出量試験]

- 土壌溶出量基準は、汚染された土壌から有害物質が溶け出した地下水を飲んで摂取するリスクの観点で設定されています。

- 特定有害物質(全 26 項目)について適合することが必要です。
- 検査項目については、項目ごとに要件(検液中に検出される量)、検液作成方法及び測定方法が定められています。
- 検液作成方法について、製品の利用形態(用途)が周辺土壌と区別できる場合は、JIS K0058-1 の 5. 利用有姿による試験によることが可能です。
- 溶出量試験を実施した場合は、該当する口にレ印を付してください。
- 検査項目のうち、明らかに必要でないものは省略することができますが、この場合、括弧書に理由を記載してください。

[土壌含有量試験]

- 土壌含有量基準は、汚染された土壌を直接口や肌などから摂取するリスクの観点で設定されています。
- 第二種特定有害物質(全 9 項目)について適合することが必要です。
- 検査項目については、項目ごとに要件(土壌 1 kg中に検出される量)、検液作成方法及び測定方法が定められています。
- 含有量試験を実施した場合は、該当する口にレ印を付してください。
- 検査項目のうち、明らかに必要でないものは省略することができますが、この場合、括弧書に理由を記載してください。

[その他の試験について]

- 製品の用途により溶出基準及び含有量基準以外の基準を適当と考える場合は、該当する口にレ印を付し、その概要を記載するとともに、試験結果を提出してください。

11 規格等

- JIS、JAS、エコマーク商品
該当する口にレ印を付し、適合を証する書類(適合確認証又は認定書の写し)を添付してください。
- 島根県公共工事共通仕様書
仕様書の該当規定の表番号等を記載し、適合を証する試験研究機関の検査データ等を添付してください。既に施工事例がある場合は、発注者、施工場所、工事件名、施工日時を記載することで検査データ等に代えることができます。
- 県その他の公的機関が定める規格
公共建築工事標準仕様書、島根県測量・設計・調査等業務共通仕様書といった県の各部局で定める仕様書のほか、島根県グリーン調達推進方針に定める判断の基準(循環資源の利用割合を除く。)、肥料の品質の確保等に関する法律、飼料安全法など製品の用途に応じて適用される規格を記載してください。
- その他知事が適当と認めるもの
前述した JIS 等の規格が存在する製品は、その規格に適合していることが必要です。認定は未取得でも構いませんが、適合していることを証する試験研究機関の検査データ等が必要です。

規格がない製品の場合は、品質に関する自主規格書と規格を設定する上で参考とした規格等の写し及び試験研究機関の検査データ等を添付の上、客観的に合理性のある規格であることを証明してください。

12 添付書類

1. 別紙1「製造・加工場の環境関連法令遵守状況」

- 当否欄に○印を付した法令等に関する許可証又は届出等の写しを添付してください。

2. 別紙2「循環資源利用状況」

- 循環資源が適正に取引されていることを証する書類とは、循環資源の売買、処分委託又は運搬契約書の写しとその支払状況の分かる書類(領収書等)写し等です。

3. 別紙3「脱炭素化への寄与」

- 該当する口にレ印を付し、数値等での説明が可能な場合は、括弧内に具体的な内容を記載してください。

4. 当該製品及び当該製品の説明書

〔 当該製品 〕

- 製品現物。持ち運びが困難な製品は、最小の見本品を添付してください。
- 製品または見本品の提出が困難な場合は、製品が明瞭に判別できる写真とします。

〔 当該製品の説明書 〕

- 製品の種類や用途が分かる説明書を添付してください。
(例) パンフレット、カタログ、仕様書等

5. 製造・加工場の平面図及び付近見取図

- 原材料から製品が製造加工されるまでの工程で関係する製造・加工場全てについて、製造加工に使用する機械設備の配置状況が判別できる平面図を添付してください。
- 循環資源の保管場所及び製品の保管場所を平面図に示してください。
- 付近見取図は、1,000分の1から2,000分の1程度の地図に、製造・加工場の所在を示してください。

6. 当該製品製造加工フロー

- 原材料の入手段階を含めて、製造加工されるまでの工程を具体的に示す図や写真等のフロー図を添付してください。

7. 当該製品の品質管理に関する説明書

- 製品の品質管理のための手法や基準を説明する資料。品質管理基準、品質管理体制、品質管理責任者等が確認できる既存資料を添付してください。
(例) 製造加工に使用する機械設備の概要(規格・性能等)が分かるカタログ等

8. 認定基準に適合していることを証する書類

〔 安全性への配慮 〕

- 指定基準に係る土壌溶出量試験結果及び土壌含有量試験結果を添付してください。
- 上記2試験結果は、計量証明事業者による試験結果書の写しで、申請募集期間初日から起算して1年以内に発行されたものに限りです。
- 計量証明事業者は第三者である必要があります。
- 上記2試験以外の試験を実施した場合も、その試験結果を添付してください。試験機関及び試験結果の発行年月日の考え方は、上記2試験結果に同じです。

〔 規格等 〕

- JIS、JAS、エコマーク商品については、適合を証する書類(適合確認証又は認定書の写し)を添付してください。
- 適合を証する試験研究機関の検査データ等を提出する場合は、申請募集期間初日から起算して1年以内に発行されたものに限りです。
- 規格がない製品の場合は、品質に関する自主規格書、規格を設定する上で参考とした規格等の写し及び試験研究機関の検査データ等を添付してください。

9. 会社案内・パンレット等

- 申請者の概要が分かる、組織及び事業内容等が記載された資料を添付してください。

10. その他参考となる資料

- 申請において、その他参考となる資料があれば添付してください。

11. 添付書類の省略

- 更新申請の場合、その内容に変更がない場合に限り、添付書類4～10(ただし、8を除く。)に掲げる書類又は図面の添付は省略することができます。この場合、「添付書類省略申出書(様式1)」を添付してください。